

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則

(障害福祉課)

ページ

号外 (三) 平成二十七年 四月 一日

## 規則

岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

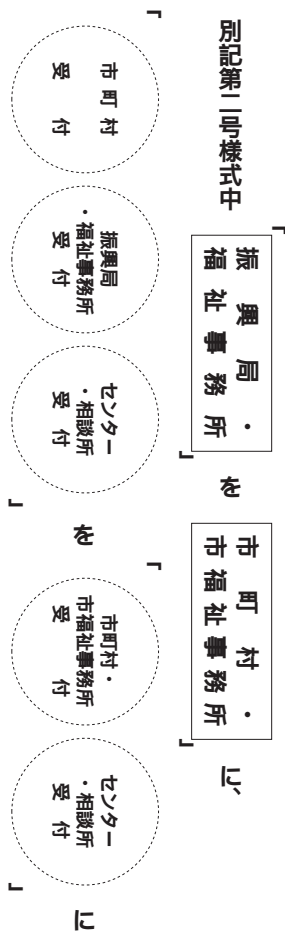
岐阜県規則第五十六号

### 岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県療育手帳に関する規則(平成十二年岐阜県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。 ) 又は」を削り、「若しくは」を「又は市の」に改め、「福祉事務所の長」の下に「次項において「市町村長等」という。」「を」を加え、同条第二項中「市町村の長又は福祉事務所の長」を「市町村長等」に改める。

別記第一号様式裏面中「振興局、」を削り、「福祉事務所」を「市の福祉事務所」に改める。



改める。

別記第四号様式中



附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県療育手帳に関する規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県療育手帳に関する規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

平成二十七年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社